

一般社団法人 東京都新宿区歯科医師会 定款施行規則

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、一般社団法人東京都新宿区歯科医師会（以下「本会」という。）の定款の施行に関する事項を規定する。

第 2 章 会 員

(種別及び区分)

第 2 条 定款第 5 条第 3 項の第 1 種会員を次のように規定する。

- (1) 各診療所の開設者・管理者、但し終身会員を除く。
 - (2) 第 1 種会員として、所属を希望し、理事会で承認された者。
- 2 第 2 種会員を、次のように規定する。
- (1) 第 1 種会員の診療所に勤務し、本会歯科医師会に所属する歯科医師で、第 1 種会員ならびに終身会員以外の会員をいう。
 - (2) 第 2 種会員として所属を希望し、理事会で承認された者。
- 3 終身会員を次のように規定する。
- (1) 通算 35 年以上本会会員であつてかつ満 75 歳に達した者で翌年度初に会員である者。
 - (2) 平成 24 年度初までに通算 30 年以上本会会員であつてかつ満 70 歳に達した者。
 - (3) 第 1 種会員が、終身会員の待遇となった場合には、定款施行規則第 1 条の規定にかかわらず、当該診療所に所属する他の会員のうち 1 名を第 1 種会員とする。
- 4 会員の区分と呼称は、以下のようにする。
- (1) 第 1 種会員を日本歯科医師会、東京都歯科医師会及び本会に所属する会員と本会のみ所属する会員に分け、それぞれ NTS1、S1 とする。
 - (2) 第 2 種会員のうち、本会と連携する病院の、歯科または歯科口腔外科の代表者及び、本会地区の医育機関に勤務する者を H2 とし、それ以外の第 2 種会員を日本歯科医師会、東京都歯科医師会及び本会に所属する会員と本会のみ所属する会員に分け、それぞれ NTS2、S2 とする。
 - (3) 診療所の開設者、管理者である終身会員を、終身 I とし、それ以外の終身会員を終身 II とする。

第 6 章 補 則

(定款施行規則の変更)

第 59 条 この定款施行規則は、総会の議会によって変更することができる。

附 則

この規則は、令和 2 年 6 月 27 日の一般社団法人東京都新宿区歯科医師会第 120 回総会で変更の決議がなされ、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。